

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成 15 年 10 月 1 日 茨城県条例第 67 号</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を公布する。</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第 1 条～第 6 条は省略 (許可の基準)</p> <p>第 7 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(4)は省略</p> <p>(5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p><u>ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの</u></p> <p><u>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</u></p> <p><u>エ 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、この条</u></p>	<p>○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成 15 年 10 月 1 日 茨城県条例第 67 号</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を公布する。</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 第 1 条～第 6 条は省略 (許可の基準)</p> <p>第 7 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(4)は省略</p> <p>(5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> <u>新設</u></p> <p><u>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、この条</u></p>

例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消されたときを除く。)は、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる

例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例第17号。以下「廃棄物適正化条例」という。）その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消されたときを除く。)は、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる

者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項(廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。**キ**において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ **カ**に規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による

者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項若しくは第14条の3の2第1項(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項(廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。**カ**において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ **オ**に規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による

届出があった場合において、カの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ク 第 17 条第 1 項(第 1 号エに係る部分を除く。)又は廃棄物適正化条例第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可(廃棄物適正化条例第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。クにおいて同じ。)を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(第 17 条第 1 項第 1 号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。))は、当該取消の処分に係る茨城県行政手続条例(平成 7 年茨城県条例第 5 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から 5 年を経過しないものを含む。)

ケ 第 17 条第 1 項又は廃棄物適正化条例第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 10 条第 1 項第 3 号又は廃棄物適正化条例第 14 条第 3 項の規定による廃止の届出(廃棄物適正化条例第 2 条第 2 項第 2 号に

届出があった場合において、カの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

キ 第 17 条第 1 項(第 1 号エに係る部分を除く。)又は廃棄物適正化条例第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可(廃棄物適正化条例第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。クにおいて同じ。)を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人であるとき(第 17 条第 1 項第 1 号ウに該当することにより許可が取り消されたときを除く。))は、当該取消の処分に係る茨城県行政手続条例(平成 7 年茨城県条例第 5 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から 5 年を経過しないものを含む。)

ク 第 17 条第 1 項又は廃棄物適正化条例第 18 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る茨城県行政手続条例第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 10 条第 1 項第 3 号又は廃棄物適正化条例第 14 条第 3 項の規定による廃止の届出(廃棄物適正化条例第 2 条第 2 項第 2 号に

掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。コにおいて同じ。)をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク ケに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出があった場合において、クの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ 第17条第1項又は第18条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

シ 第18条第1項又は第2項の規定による命令(同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

ス 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

掲げる特定小型焼却施設に係るものを除く。クにおいて同じ。)をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ケ クに規定する期間内に第10条第1項第3号又は廃棄物適正化条例第14条第3項の規定による廃止の届出があった場合において、クの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

コ 第17条第1項又は第18条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

サ 第18条第1項又は第2項の規定による命令(同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

シ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第

6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ソ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからセまでのいずれかに該当するもの

タ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で規則で定める使用人のうちにアからセまでのいずれかに該当する者のあるもの

ツ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第8条～第16条は省略

（許可の取消し等）

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第5号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）

6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第8条～第16条は省略

（許可の取消し等）

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第5号イ若しくはウ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）

又は同号ス, セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5号ソからチまで(同号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により,又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し, 刑に処せられたことによる場合に限る。)
又は同号ス若しくはセに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5号ソからチまで(同号オ又はクに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5号アからコまで, シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)

第17条(2)～第24条は省略

又は同号シ, ス若しくはチに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5号セからタまで(同号イ若しくはウ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により,又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し, 刑に処せられたことによる場合に限る。)
又は同号シ若しくはスに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5号セからタまで(同号エ又はキに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5号アからケまで, サ又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)

第17条(2)～第24条は省略